

令和5年度組合運営の基本方針

近年、全国的に台風や大雨、地震の発生など自然災害が頻発しており、今まで被害を受けてこなかった地域にも大きな災害をもたらしています。また、コロナ禍による国内の社会経済活動への影響には一定の回復傾向が見られるものの、ロシアのウクライナ侵攻など国際情勢の変化により、食料の生産に不可欠な燃油や肥料・飼料など資材価格が高騰し、これまでになく農業経営に大きな影響を及ぼしています。

このような中、国の方では現行の食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討が行われており、農業保険は、頻発化・激甚化する気象災害など様々なリスクから農業経営を守り、持続的な経営の発展を後押しする役割が求められています。

昨年徳島県においては、台風14号の影響などにより農業用ハウスや水稻、農家建物等に被害が発生しました。徳島県農業共済組合（以下「NOSAI 徳島」という。）は、共済金の早期支払いに努めるとともに、収入保険加入者に対してはつなぎ融資を実施するなど農業保険の円滑な実施に取り組んでまいりました。

NOSAI 徳島は、令和5年度においても、引き続き自然災害への備えとして、全ての農業者へ「農業経営のセーフティーネット」を提供するため、新全国運動「未来へつなぐ」サポート運動を通じて、農業保険を農業の生産現場により深く浸透し、地域性も踏まえた一層の加入推進に取り組みます。また農業者のニーズに沿った補償内容の提供を行う等、より丁寧な訪問活動を実践することで農業者のリスク低減に取り組みます。

特に収入保険事業は、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めたオールリスク対応の保険として、その役割を果たすべく組織を挙げて加入推進を実施し、農業者の経営安定を力強く支援してまいります。また農業共済事業においても、行政、農業関係団体等との連携・協力体制をさらに強化し、水稻共済の全相殺方式等を活用するとともに、園芸施設共済の加入拡大についても重点課題として取り組みます。

一方、組合運営については、今後組合員の減少が見込まれる中、安定的な事業実施が可能となるよう徹底した業務の効率化に取り組むとともに、更なるコンプライアンス態勢の強化を図ることで、健全かつ適正な事業運営を推進してまいります。

NOSAI 徳島は、共済部長等基礎組織の方々の協力をいただきながら、農業保険の普及拡大に向け、全役職員が一丸となって加入推進に取り組んでまいります。

令和5年度 事業計画書

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組合員数	農作物共済		家畜共済									
				死産									
		水稻	麦	搾乳牛	繁殖用雌牛	育成乳牛	育成・肥育牛	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛
区域内の概数	戸 29,751	a 815,000	a 7,600	頭 3,125	頭 3,613	頭 1,465	頭 28,318	頭 0	頭 0	頭 5,405	頭 35,000	頭 0	頭 0
前年度引受実績	23,685	518,516	7,261	2,594	1,699	995	15,391	0	0	992	0	0	0
本年度引受計画	23,100	513,332	7,680	2,603	1,705	999	15,446	0	0	700	0	0	0
本年度予定引受率	% 77.6	% 63.0	% 101.1	% 83.3	% 47.2	% 68.2	% 54.5	% 0.0	% 0.0	% 13.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0

共済目的等 項目	家畜共済						果樹共済					畑作物共済	
	疾病傷害						収穫			樹体			
	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛	うんしゅうみかん	指定かんきつゆず	なし	うめ	うんしゅうみかん	計	大豆
区域内の概数	頭 3,168	頭 16,292	頭 0	頭 5,405	頭 0	頭 0	a 23,500	a 7,600	a 8,600	a 2,100	a 23,500	a 65,300	a 200
前年度引受実績	2,723	9,255	0	0	0	0	3,041	948	746	459	3,344	8,538	166
本年度引受計画	2,675	9,091	0	0	0	0	3,129	970	801	459	3,440	8,799	166
本年度予定引受率	% 84.4	% 55.8	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 13.3	% 12.8	% 9.3	% 21.9	% 14.6	% 13.5	% 83.0

共済目的等 項目	園芸施設共済											任意共済	
	ガラス室		プラスチックハウス								計	建物	農機具
	I類	II類	I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類	VII類			
区域内の概数	棟 -	棟 14	棟 0	棟 3,120	棟 941	棟 505	棟 106	棟 81	棟 104	棟 121	棟 4,992	棟 50,200	台 33,400
前年度引受実績	-	8	-	1,598	451	335	62	36	89	90	2,669	27,913	1,698
本年度引受計画	-	9	-	1,843	500	370	65	39	100	102	3,028	27,476	1,783
本年度予定引受率	% -	% 64.3	% -	% 59.1	% 53.1	% 73.3	% 61.3	% 48.1	% 96.2	% 84.3	% 60.7	% 54.7	% 5.3

2 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項 目 共済目的等			引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 掛 金	備考
			本年度 予 定	前年度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)				
農作物	水稲	513,332 a	518,516 a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		21,111,024 kg	21,324,218 kg	3,927,281	5,176	2,588	2,588					
	麦	7,680 a	7,261 a									
		182,123 kg	172,187 kg	1,971	34	17	17					
	計	521,012 a 21,293,147 kg	525,777 a 21,496,405 kg	3,929,252	5,210	2,605	2,605	95	2,510	5,115		
家畜	死 産	乳 牛	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		2,603	2,594	475,008	28,770	14,385	14,385					
		繁殖用雌牛										
		1,705	1,699	403,123	3,570	1,785	1,785					
		育成乳牛 (子牛等は農家選択)										
		999	995	218,866	1,842	921	921					
		育成・肥育牛 (子牛等は農家選択)										
		15,446	15,391	4,371,668	29,284	14,642	14,642					
		繁殖用雌馬										
		0	0	0	0	0	0					
	育成・肥育馬											
	0	0	0	0	0	0						
	種 豚											
	700	992	55,000	2,049	1,024	1,025						
	肉 豚											
	0	0	0	0	0	0						
	小 計											
	21,453	21,671	5,523,665	65,515	32,757	32,758	52	32,705	65,463			
	疾 病 傷 害	乳用種種雄牛										
		0	0	0	0	0	0					
		肉用種種雄牛										
0		0	0	0	0	0						
小 計												
0		0	0	0	0	0	0	0	0			
乳 用 牛 (子牛は農家選択)												
2,675		2,723	45,748	35,598	17,799	17,799						
肉 用 牛 (子牛は農家選択)												
9,091		9,255	43,356	14,716	7,358	7,358						
一 般 馬												
0	0	0	0	0	0							
種 豚												
0	0	0	0	0	0							
小 計												
11,766	11,978	89,104	50,314	25,157	25,157	1	25,156	50,313				
乳用種種雄牛												
0	0	0	0	0	0							
肉用種種雄牛												
0	0	0	0	0	0							
小 計												
0	0	0	0	0	0	0	0	0				
計												
33,219	33,649	5,612,769	115,829	57,914	57,915	53	57,861	115,776				

項 目 共済目的等			引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 掛 金	備 考
			本年度 予 定	前年度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)				
果 樹	収 穫	半相殺減収総合一般方式 うんしゅうみかん	a 3,129	a 3,041	千円 44,552	千円 2,068	千円 1,034	千円 1,034	千円	千円	千円	
		災害収入共済方式 指定かんきつ(ゆず)	970	948	12,758	274	137	137				
		半相殺減収総合 一般(短縮)方式なし	801	746	40,760	870	435	435				
		半相殺減収総合一般方式 うめ	459	459	1,645	100	50	50				
		小計	5,359	5,194	99,715	3,312	1,656	1,656	1,116	540	2,196	
	樹 体	うんしゅうみかん	3,440	3,344	196,628	252	126	126				
		小計	3,440	3,344	196,628	252	126	126	17	109	235	
		計	8,799	8,538	296,343	3,564	1,782	1,782	1,133	649	2,431	
	畑 作 物	大豆		a 166	a 166	千円 527	千円 10	千円 5	千円 5	千円	千円	千円
計		166	166	527	10	5	5	4	1	6		
園 芸 施 設	ガ ラ ス 室	I 類	棟 -	棟 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円	千円	千円	
		II 類	9	8	57,748	45	22	23				
	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス	I 類	-	-	-	-	-	-				
		II 類	1,843	1,598	1,273,844	26,818	13,211	13,607				
		III 類	500	451	1,626,918	14,269	6,941	7,328				
		IV 類甲	370	335	1,742,582	12,194	5,907	6,287				
		IV 類乙	65	62	540,529	4,985	2,482	2,503				
		V 類	39	36	321,788	1,878	931	947				
		VI 類	100	89	40,941	883	441	442				
		VII 類	102	90	23,560	581	287	294				
計		3,028	2,669	5,627,910	61,653	30,222	31,431	9,202	21,020	52,451		
合 計					15,466,801	186,266	92,528	93,738	10,487	82,041	175,779	

イ 任意共済事業の規模

項 目 共済目的		引 受		共済金額	共済掛金、賦課金			保険料 B	保険手数料 C	手持共済掛金 D=A-(B-C)	備 考
		本年度予定	前年度実績		総 額	共済掛金 A	事務費賦課金				
建 物	棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	総 合	3,113	3,052	28,087,310	81,808	68,108	13,700	32,723	5,072	40,457	
	火 災	24,363	24,861	236,187,330	190,210	104,910	85,300	57,063	23,111	70,958	
	計	27,476	27,913	264,274,640	272,018	173,018	99,000	89,786	28,183	111,415	
農 機 具	台	台									
	損 害	1,783	1,698	3,717,350	18,096	13,296	4,800	0	0	13,296	
	計			267,991,990	290,114	186,314	103,800	89,786	28,183	124,711	
保 險 割 合		総合（地震等）		50%	保険手数料率		総 合		15.50 %		
		総合（地震等以外） 火災		30%			火 災		40.50 %		

ウ 収入保険の規模

項 目 事 業		引 受	
		本年度予定	前年度実績
収入保険		体 920	体 757

3 引受計画と実施方策

(1) 農作物共済（水稲・麦）

- (ア)各地で開催される関係機関の会議等に積極的に参加し、農業保険の周知徹底を図り、加入者確保に努めます。
- (イ)引受状況の改善と事務の効率化を図るため、「営農計画書及び水稲共済加入申込書」の一体化処理により、作付状況の把握に努めます。
- (ウ)農家に合った補償内容を提案するとともに充実した補償を提供できる全相殺方式、品質方式への移行を進めていくため、収穫量を記載した帳簿の整備を促します。乾燥調製受託者にも収穫量のデータの整備を依頼します。
- (エ)農家単位、統計単収による補償であっても一筆半損特約、一筆全損特例により従来と同じ一筆ごとの補償があることを周知します。
- (オ)低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (カ)掛金徴収事務に当たっては、口座振替による掛金納入を推進します。
- (キ)生産技術及び農作業効率の向上を図り、稲作経営の安定を支援するため、専門技術者による講習会を開催します。
- (ク)顧客リストに基づく未加入者の地域に、重点的な戸別訪問を計画的に実施します。

(2) 家畜共済（死亡廃用共済・疾病傷害共済）

牛（乳牛・肉用牛等）豚（種豚・肉豚）

- (ア)死亡廃用共済と疾病傷害共済をセットとした推進を継続しながら、農家のニーズに即した加入方式での引受推進を実施します。
- (イ)顧客リストの整備を行い、推進計画に沿った戸別訪問を実施し、丁寧な制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、農業者の理解を得ながら加入推進を実施します。
- (ウ)関係団体と連携を図り、新規飼養者や未加入農業者の把握に努め顧客リストを整備し、戸別ニーズに即した提案型推進を実施し、加入の促進を図ります。
- (エ)低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (オ)徳島県家畜保健衛生所及び指定・開業獣医師との協力・連携により、未加入者の飼養状況等の把握に努めます。

家畜診療所

- (ア) 家畜診療所は、指定・開業獣医師や徳島県家畜保健衛生所と連携し、家畜共済事業の推進を図るとともに、安定的な獣医療の提供に努めます。また、畜産農家に関する飼養状況等の把握に努め、加入推進に取り組みます。
- (イ) 家畜診療所収支の健全化を図るため、より一層の経費削減と共済金額の増額及び子牛・胎児の非選択加入の解消を重点とした加入拡大を実施し、診療収入の確保に取り組みます。
- (ウ) 飼養管理指導及び繁殖指導を実施し、畜産農家の事故率低減と生産性の向上に取り組みます。

(3) 果樹共済

収穫共済（うんしゅうみかん・ゆず・なし・うめ）

樹体共済（うんしゅうみかん）

- (ア) 関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、農業保険の説明を行います。
- (イ) 顧客リストに基づく未加入者の地域に、重点的な戸別訪問を計画的に実施します。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
- (オ) 低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金を設定します。
- (カ) 戸別訪問、継続加入時にパンフレットにより全相殺方式の説明を行い、農業者の意向を確認して加入推進をします。

(4) 畑作物共済

大豆

- (ア) 地域再生協議会との連携により経営所得安定対策による営農計画書等で有資格農業者を把握し、引受拡大に取り組みます。
- (イ) 顧客リストに基づく未加入者の地域に、重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には畑作物共済への加入推進と併せて青色申告への移行を促します。
- (ウ) 低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金を設定します。
- (エ) 戸別訪問、継続加入時にパンフレットにより半相殺方式、全相殺方式の説明を行い農業者の意向を確認して加入推進をします。

(5) 園芸施設共済

- (ア)顧客リスト整備のため現地調査を行い、耕作者や型式、設置面積等の情報収集に継続して取り組みます。また、この顧客リストに基づき、未加入農業者に対する戸別訪問を計画的に実施し、丁寧な事業内容の説明を行うとともに積極的な加入推進を実施します。
- (イ)農業者の求める補償内容を提案することで、新規加入者増、継続加入者の確保に努めます。
- (ウ)低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (エ)新規就農者の情報、新規事業及び増設棟等の情報収集のため、農業協同組合の生産部会及び関係機関が開催する会議に参加し、積極的な情報交換に努めます。
- (オ)補償の充実を図るために加入農家に対して、被覆期間に変更が生じた場合は、必ず組合へ通知をするよう周知を徹底いたします。
- (カ)行政等と連携を図りながら、国及び県等が実施する補助事業申請農家の把握に努め、未加入農家の推進に取り組みます。
- (キ)農業協同組合の生産部会及び農家に対して、集団加入による共済掛金及び一斉加入受付による事務費賦課金の割引措置等、有益な情報、制度の内容を周知共有することで、締結団体の集団加入率向上、未締結生産部会との締結に取り組みます。

(6) 任意共済

建物共済

- (ア)加入資格を遵守した適正な加入推進を行うため、資格審査の徹底を図ります。
- (イ)組合員の保有する資産を把握するため建物台帳の整備を行い、効率的な加入推進に取り組みます。
- (ウ)組合員の資産を守るため、家具類の加入、臨時費用担保特約及び小損害実損てん補特約の附帯を提案し、補償の拡充に努めます。
- (エ)農業保険加入者で建物共済未加入者への積極的な推進を行います。

農機具共済

- (ア)農機具共済未加入者への効率的な推進を図るため、農業機械販売店等との連携強化に努め、情報交換に取り組みます。
- (イ)地震等担保特約の附帯を提案し、補償の拡充に努めます。
- (ウ)農業保険加入者で農機具共済未加入者への積極的な推進を行います。

保管中農産物補償共済

制度の内容について、補償対象農産物となる農作物、果樹及び畑作物共済加入者に対して周知を行います。

(7) 農業経営収入保険

- (ア) 関係機関及び農業関係団体を構成員とする「徳島県収入保険推進協議会」を中心に、関係機関との連携をより強力なものとし、農業者への円滑な普及推進を図ります。
- (イ) 顧客リストの整備に努め、地域別、品目別の農閑期に集中推進を計画的に実施します。
- (ウ) 気象災害による影響を受けた農業者に「気象災害特例」の説明を丁寧に行い普及推進に努めます。
- (エ) 収入保険と農業共済の加入推進活動を一体的に進め、より効率的な推進を図ります。
- (オ) 関係団体が開催する会議、並びにNOSA I 部長会等で青色申告の普及及び収入保険の説明に努めます。
- (カ) 青色申告及び選択加入となる他の類似制度について、全職員が知識習得に努め、適切なアドバイスを行い農業者から信頼される職員の育成を行います。
- (キ) 適正な情報管理体制を構築し、青色申告に関する書類等個人情報の厳正な管理を徹底します。

(8) 事業共通

- (ア) 自然災害や病虫害だけでなくの様々なリスクの備えとして青色申告を行っている農業者には収入保険を、それ以外の農業者には共済制度への加入を提案し、農業者が無保険とならないよう普及推進に努めます。
- (イ) 本県において実施していない共済品目（未実施品目）及び引受方式（未実施方式）についてアンケート調査を行い、農業者のニーズを把握します。
- (ウ) 農業保険地域連絡会により、市町村、関係機関、団体等との連携を密にし、情報収集、資源の把握に努め引受拡大に努めます。
- (エ) 農林水産省共通申請サービス eMAFF の普及に努め各事業のオンライン申請（加入申請、損害通知）の普及拡大に努めます。

4 損害評価の適正化

(1) 農作物共済

- (ア) 損害評価会委員及び職員による見回り調査を実施し、作柄及び被害状況を早期に把握します。
- (イ) 登熟不良等の発生状況を把握するため、定点による調査を実施します。
- (ウ) 損害評価について、申告方法等を損害評価員や納入告知書発送時、広報紙を通じて組合員に周知し、被害申告漏れのないよう徹底します。
- (エ) 損害評価員を対象とした評価研修会を開催し、損害評価技術の向上・評価眼の統一及び分割評価基準の適用をはかり、公平公正な損害評価を実施します。
- (オ) 被害の実態に応じた評価地区を設定し、効率的な評価態勢を構築します。
- (カ) 迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努めます。
- (キ) 小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに適正な損害評価に努めます。
- (ク) 引受方式変更による損害評価が円滑に進むよう検見の方法等を記載したパンフレットを作成し、評価研修会時に説明します。

(2) 家畜共済

- (ア) 事務取扱要領及び事務処理要領を遵守し、病傷事故診断書の内容を精査したうえで、その結果を関係獣医師に通知し、以後の診療に反映させる等、診療業務の適正化に取り組みます。
- (イ) 無獣医地域での診療に支障がでないよう、徳島県家畜保健衛生所の協力を得て、県下全域での適切な獣医療水準を確保します。
- (ウ) 指定、開業獣医師に対して、病傷事故診断書の早期提出依頼を徹底し、共済金の早期支払いに努めます。

(3) 果樹共済

- (ア) 評価会委員及び職員による見回り調査を実施し、管内の作況、被害状況を早期に把握します。
- (イ) 現地において損害評価研修会を開催し、評価眼の統一をはかり、適正評価に努めます。
- (ウ) 徳島県農林水産総合技術支援センター並びに農業協同組合等からの情報収集により、損害評価の精度向上に取り組みます。
- (エ) 迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努めます。

(オ) 小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

(4) 畑作物共済

(ア) 損害評価会委員及び職員による見回り調査の実施や関係機関からの情報収集により、作柄及び被害状況を早期に把握する等、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努めます。

(イ) 分割評価基準表に基づく分割評価を実施し、公正な損害評価を行います。

(5) 園芸施設共済

(ア) 速やかな事故発生通知を行うよう組合員に周知徹底し、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努めます。

(イ) 台風等の大災害時における損害評価に備え、本所及び各支所間の連携シミュレーション等を行うことにより、機動的な損害評価体制を構築します。

(ウ) 現地評価研修会を開催し、評価眼の統一を図り、効率的な損害評価を行います。また、施設の設置状況図の整備・更新により、迅速かつ適正な損害評価を行い共済金の早期支払いに努めます。

(エ) 小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

(6) 任意共済

(ア) N O S A I 協会が主催する損害評価研修会及び四国地区共済事業担当者会に参加し、評価技術の向上を図ります。また、広域災害に対する損害評価支援及び本所・各支所間の連携について評価訓練を実施し、大規模災害に備えた損害評価体制の構築に努めます。

(イ) 速やかな事故発生通知を行うよう組合員に周知徹底し、罹災状況の確認等、迅速かつ適正な損害評価と共済金の早期支払いに努めます。

(ウ) 農機具共済の全損事故に係る残存物については、適切な取り扱いを行います。

(エ) 小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

5 損害防止事業の実施方策

(1) 農作物共済、畑作物共済

(ア) 講習会等の開催

農作物栽培講習会を開催し、損害防止に向けた栽培技術等の普及啓蒙に努めます。

(イ) 集団防除を行う組織等への助成

組合員で組織する防除団体等で実施する集団防除費用に対して一部助成を行います。

(ウ) 情報提供

関係機関と連携し適切な損害防止措置を講ずるよう、イモチ病及びスクミリンゴガイ等の病虫害発生予察情報・高温障害予察情報を組合員に提供します。

(2) 家畜共済

(ア) 薬剤の配布

組合員ごとに慢性疾病の予防薬剤等を配布し、事故低減を図ります。
なお、配布に際しては「動物用医薬品の使用の規制に関する法令」を遵守します。

(イ) 畜舎消毒

畜舎の衛生管理に効果的な煙霧消毒機を活用し、貸し出し等により畜舎消毒を行います。

(ウ) 衛生管理

損害防止に係る情報提供及び農家の実態に即した衛生管理指導を実施します。

(3) 果樹共済、園芸施設共済

(ア) 情報提供

関係機関と連携し適切な損害防止措置を講ずるよう、農業版BCP（事業継続強化対策）を周知することでリスク発生時の対応、未然防止策の情報提供をします。

(4) 鳥獣害対策

(ア) 近年、増加している鳥獣害による農作物被害対策として、組合員が防護施設、器具を設置した場合、要した費用の一部を助成します。

(イ) 鳥獣被害対策指導員(徳島県に登録された組合職員)が、防護柵等設置された施設及び対策について、鳥獣被害防止に効果的なものとなるよう助言・指導を行います。

6 執行体制の整備

(1) 事務執行体制の整備

- (ア) 理事会は、定款及び理事会運営規則に基づき年4回以上開催し、組合運営上の重要事項を審議し、組合運営の適正化を図ります。
- (イ) 理事会は、コンプライアンス・アクションプログラムを策定し、その達成状況を随時検証し、法令遵守態勢を構築します。また、コンプライアンス改善委員会を定期的に開催し、進捗状況を検証するとともに、外部委員の意見を踏まえた業務の改善に取り組みます。
- (ウ) 監事会は、定款及び監事監査規則に基づく定時監査を年2回開催するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、適正な執行体制を構築します。
- (エ) 「個人情報の保護に関する規則」及び「特定個人情報等取扱規則」に基づき、組合が保有する個人情報及び特定個人情報の安全管理を徹底します。

(2) 共済部長（NOSA I 部長）の設置及び職務

行政における実行組等の集落単位を基本に「NOSA I 部長」を設置し、各種事業の引受や連絡、損害通知の受理等、組合員とのパイプ役として農業保険事業の普及推進の職務を担います。

(3) 職制及び職員の配置

- (ア) 1本所2支所へ組織体制整備が完結し、総務関係業務は本所総務部に一元化し執行します。また、事業関係業務は本所事業推進部の統括のもと、支所と連携しグループ制をもって事業推進に取り組みます。また、テレビ会議を導入し、会議の省力化及び本所、支所間の連絡体制を構築し情報共有を図ることで業務の合理化・効率化に努めます。
- (イ) 監理課は、定期的に内部監査を実施し、事務の履行状況について監査し、内部牽制機能の強化に取り組みます。また、監査結果に基づく指摘事項等の改善については確実に取り組み、業務の適正化を図ります。
- (ウ) 本所に家畜診療所を設置することで、県内全域の往診依頼に迅速に対応し県内獣医療の安定提供の向上に努めます。
- (エ) 加入推進体制の拡充強化を図るため地域グループ制を最大限に活用し、農業保険の普及拡大に取り組みます。

(4) 研修体制及び計画

- (ア) 全職員を対象としたコンプライアンス研修会を開催し、意識高揚を

図るとともに資質の向上に努めます。

- (4) 農林水産省及びNOSA I協会主催の研修・専門講習会等に計画的に参加させ、職員のスキルアップ及び能力の向上に取り組み、次世代を担う人材の育成と強化を図ります。

(5) 広報広聴活動の充実及び情報開示

- (7) 広報紙を定期的に発行し、収入保険及び農業共済事業の内容を中心とした組合情報の提供を行い、制度の普及、定着に努めます。また、ホームページの定期更新を行い、組合員にとって分かりやすい情報の提供に努めます。
- (4) 農業保険の改正内容等を効果的にPRするために、広報担当者会議を定期的に開催し広報活動の充実強化を図ります。
- (9) 「農業共済新聞」の普及・定着に努め、四国版の充実を図るとともに農家経営に有益な情報を発信します。

(6) 事務機械化処理の実施方策

- (7) 農業共済ネットワーク化情報システムの安定稼働と効率的運用に取り組むとともに、Web化に伴う環境整備を進めます。
- (4) 個人情報保護のため、ネットワーク化情報システムのセキュリティー対策を実施し、情報管理体制を強化します。
- (9) 業務日報管理システムを活用し、業務内容の明確化と効率化を図ります。

(7) 予算統制の方策

- (7) 予算執行状況を定期的に理事会に報告し、進捗管理を行うとともに、不断の経費節減を徹底する等、効率的な予算の執行に努めます。
- (4) 理事会で決定した余裕金運用の基本方針に基づき、安全性を第一とした資産運用に努め、利息収入の確保に取り組みます。
- (9) 余裕金運用管理委員会を定期的に開催し、効率的な資金運用に取り組むとともに、随時理事会へ協議結果を報告する等、資産管理の透明化を図ります。

7 社会貢献活動

全国統一の社会貢献活動「ふるさと見守り活動」の一環として、NOSA I徳島は、「こども110番活動」、「高齢者見守り活動」及び「産業廃棄物の不法投棄の通報等」を継続して実施し、地域の安全・安心に貢献します。